

# 青森県報

号外第八十九号

平成十七年  
十月十七日  
(月曜日)

## 目 次

### 規 則

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校規則の一部を改正する規則……………(労政・能力) ……一  
 青森県農業大学校規則の一部を改正する規則……………(開 発 課) ……一  
 ………………(構造政策課) ……三

## 規 則

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第九十八号

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校規則の一部を改正する規則

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校規則(昭和三十三年十月青森県規則第百十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例施行規則

第一条中「第二条及び第五条の規定に基づき、」を「の施行に関し必要な事項並びに」に改め、「において行う職業訓練の種類、訓練課程、訓練科、訓練期間及び訓練

を受ける者の定数並びに能力開発校」を削る。

第七条第一項中「の各号」を削り、同項第一号を削り、同項第二号中「第三号様式」を「第二号様式」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同条第二項を削る。

第十条中「第四号様式」を「第三号様式」に改める。

第十七条中「定の」を「定め」に改め、同条を第二十二条とし、第十六条を第二十一条とする。

第十五条中「第五号様式」を「第四号様式」に改め、同条を第二十条とし、第十四条を第十九条とし、第十三条を第十八条とし、同条の前に次の一条を加える。

(退校命令)

第十七条 条例第五条の規定による退校命令は、校長が行うものとする。

第十二条を削り、第十一条を第十六条とし、第十条の次に次の五条を加える。

(授業料等の納入を要しない者)

第十一条 条例第四条第一項に規定する規則で定める者は、別表第一号の訓練課程の欄に掲げる短期課程に入校を志願する者、入校する者及び在校する者とする。

(入校試験料及び入校料の納入時期等)

第十二条 入校試験料は、入校願書を提出する際に納入しなければならない。

2 入校料は、誓約書を提出する際に納入しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、入校試験料及び入校料の納入について必要な事項は、知事が定める。

(授業料の納入方法等)

第十三条 学生は、毎年度、校長がする納入の通知により、次の各号に掲げる授業料の額を当該各号に定める日までに納入しなければならない。

一 四月から六月までの授業料として授業料の年額の四分の一に相当する額 四月三十日

二 七月から九月までの授業料として授業料の年額の四分の一に相当する額 七月三十一日

三 十月から十二月までの授業料として授業料の年額の四分の一に相当する額 十月三十一日

四 一月から三月までの授業料として授業料の年額の四分の一に相当する額 一月三十一日

2 前項に定めるもののほか、授業料の納入について必要な事項は、知事が定める。

(授業料の免除)

第十四条 校長は、学生がやむを得ない理由により訓練期間の途中で退校した場合又は経済的理由により授業料を納入することが困難であると認められる場合においては、その学生の授業料の全部又は一部を免除することができる。

(授業料の還付)

第十五条 校長は、学生が前条の規定により授業料を免除された場合において、免除された授業料を既に納入しているときは、当該授業料に相当する金額を還付するものとする。

第一号様式を次のように改める。

第1号様式 (第7条関係)

受付年月日 番	年	月	日	号	科ごと整理 番	号
入 校 願 書						
年 月 日						
青森県立 <span style="font-size: 1.2em;">{</span> 高等技術専門校長 八戸工科学院長 障害者職業訓練校長 <span style="font-size: 1.2em;">}</span> 殿						
本人 氏 名 <span style="float: right;">㊟</span>						
男女 年 月 日生						
現住所						
電話番号						
貴校 (貴学院) 科に入校したいので、関係書類を添えて出願します。						
保護者	氏 名 <span style="float: right;">㊟</span>				本人との続柄	
	現住所				電 話 番 号	
最終学歴	学 校 名		学部・学科 ・専攻		卒 業 等 の 年 月 日	
					卒業(見込み) 年 月 日 修了(見込み) 中退	
職歴	事 業 所 名	所在地	職務内容		期 間	
					年 月 日から 年 月 日まで	
雇用保険受給資格の有無		有・無	寄宿舍への入舎希望の有無		有・無	
合 否 通 知 先						
青森県収入証紙						

- 注1 は、記入する必要がありません。  
 2 男女の別は、いずれかを で囲んでください。  
 3 「保護者」欄は、未成年者に限り記入してください。  
 4 「合否通知先」欄は、受験者の現住所と異なる場合に記入してください。  
 5 「青森県収入証紙」欄には、入校試験料に相当する青森県収入証紙をちよう付してください (高等技術専門校及び八戸工科学院の短期課程又は障害者職業訓練校に入学を志願する場合を除きます。)  
 6 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。  
 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第二号様式を並び、第三号様式を第一号様式とする。  
第四号様式中

「私は、上記の者の身上に関する一切の責任を引き受けることを誓います。

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

「私は、上記の者の身上に関する一切の責任を引き受けることを誓います。

青森県収入証紙

注1 「青森県収入証紙」欄には、入校料に相当する青森県収入証紙をちよう

付してください。(高等技術専門学校及び八戸工科大学の短期課程又は障害者  
職業訓練校に入校する場合を除きます。)

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

改め、同様式を第三号様式とする。

第五号様式中「第15条」を「第20条」と改め、同様式を第四号様式とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県営農大学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第九十九号

青森県営農大学校規則の一部を改正する規則

青森県営農大学校規則(昭和五十五年三月青森県規則第二十号)の一部を次のよう

に改正する。

第一条中「第八条」を「第五条第五項及び第九条」に、「基づき」の下に「授業  
料等の納入及び」を加える。

第十九条を第二十三条とする。

第十八条中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条を第二十二條とし、

第十三条から第十七条までを四條ずつ繰り下げる。

第十二条第一項中「第六条ただし書」を「第七条ただし書」に改め、同条を第十六  
条とする。

第十一条中「第五条」を「第六条」に改め、同条を第十五条とし、第十条を第十四  
条とし、第九条の次に次の四條を加える。

(入校検定料及び入校料の納入時期等)

第十条 入校検定料は、入校願書を提出する際に納入しなければならない。

2 入校料は、誓約書を提出する際に納入しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、入校検定料及び入校料の納入について必要な事項は、  
知事が定める。

(授業料の納入方法等)

第十一条 学生は、毎年度、校長がする納入の通知により、学期ごとの授業料として  
授業料の年額の二分の一に相当する額を、次の各号に掲げる学期の区分に応じ、そ  
れぞれ当該各号に定める日までに納入しなければならない。

一 前期 四月三十日

二 後期 十月三十一日

2 前項に定めるもののほか、授業料の納入について必要な事項は、知事が定める。

(授業料の免除)

第十二条 校長は、学生が第十四条第二項の規定による休校若しくは退校の許可を受  
けた場合又は経済的理由により授業料を納入することが困難であると認められる場  
合においては、その学生の授業料の全部又は一部を免除することができる。

(授業料の還付)

第十三条 校長は、学生が前条の規定により授業料を免除された場合において、免除  
された授業料を既に納入しているときは、当該授業料に相当する金額を還付するも  
のとする。

第一号様式中

「 青森県営農高等学校 畑作園芸課程  
果樹課程  
畜産課程 に入校したいので、関係書類を添えてお

を

願います。

注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

」

「 青森県営農高等学校 畑作園芸課程  
果樹課程  
畜産課程 に入校したいので、関係書類を添えて出

願います。

青森県収入証紙

に

注1 「青森県収入証紙」欄には、入校検定料に相当する青森県収入証紙をちよう付してください。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

」

改め。

紙川印摺留

「 本人との関係

を

注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

」

「 本人との関係

青森県収入証紙

に

注1 「青森県収入証紙」欄には、入校料に相当する青森県収入証紙をちよう付してください。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。」

改め。

紙川印摺留「第16条」を「第20条」に改め。

証紙

10報第89号外第89号

(発行所・発行人) 青森県報 第一丁目 第一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森県報印刷部 第三丁目 第七号 東興印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二十円五銭
-------------------------------------	---	----------------------------